(二)　1の(一)又は2の(一)の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成三三年四月一日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて額面五〇万円、四五万円、三〇万円又は一五万円（当該戦傷病者等の障害の程度が軽症である場合は、額面二五万円、一二万五、〇〇〇円、一五万円又は七万五、〇〇〇円）、五年償還の国債を支給することとした。（附則第五条関係）

3　平病死特別給付金の支給

(一)　改正前の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成一八年一〇月一日から平成二五年三月三一日までの間に平病死したもの等に、額面五万円、五年償還の国債を支給することとした。（附則第四条関係）

(二)　改正前の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成二五年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に平病死したものに、額面五万円、五年償還の国債を支給することとした。（附則第七条関係）

二　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正関係

改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であって、当該戦傷病者等が平成一八年一〇月一日から平成二五年三月三一日までの間に死亡したことにより、平成二八年一〇月一日において戦没者等の妻として公務扶助料等の受給権を有するもの等に、当該戦傷病者等の妻であった期間に応じ、額面二〇〇万円、一八〇万円、一二〇万円又は六〇万円、一〇年償還の国債を支給することとした。（第三条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇成年後見制度の利用の促進に関する法律（法律第二九号）（内閣府本府）

1　総則

(一)　目的

この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義（第二条関係）

(1)　この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいうこととした。

(2)　この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいうこととした。

(三)　基本理念（第三条関係）

(1)　成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われることとした。

(2)　成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われることとした。

(3)　成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われることとした。

(四)　国の責務

国は、(三)の基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

(五)　地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）

(六)　関係者の努力

成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとした。（第六条関係）

(七)　国民の努力

国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとした。（第七条関係）

(八)　関係機関等の相互の連携（第八条関係）

(1)　国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとした。

(2)　地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとした。

(九)　法制上の措置等

政府は、2(一)に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならないこととした。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の2(一)に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずることとした。（第九条関係）

(一〇)　施策の実施の状況の公表

政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこととした。（第一〇条関係）